

令和元年東日本台風により被災した住宅用地に係る 固定資産税・都市計画税の減免について

令和6年3月

1 令和5年度以降の被災住宅用地に係る減免について

- 『被災地への住宅再建』に向けた市独自の更なる支援策

➡ **3年度分**(令和5年度～令和7年度課税)**減免を継続**いたします

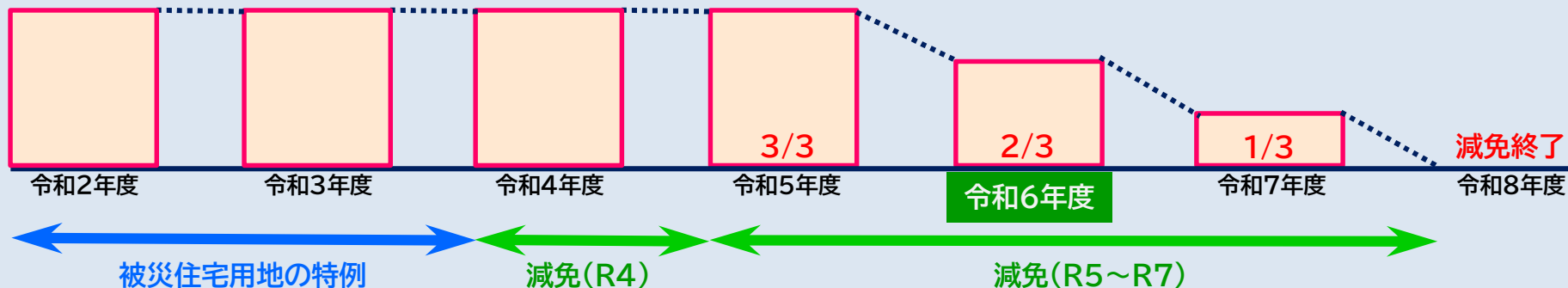
減免期間：令和5年度・令和6年度・令和7年度（1年度毎に減免幅を縮小させながら3年間適用）

減免額：令和4年度の「被災住宅用地の特例措置が適用された場合と同等の軽減額」を基準に、

令和5年度(3/3)、**令和6年度(2/3)**、令和7年度(1/3)の割合で適用

減免対象：令和4年度減免適用土地の内、各年度の賦課期日(1月1日)において、被災住宅用地の特例の適用条件を満たす土地
(適用条件例：家屋を建築していない、売買で所有者が変更になっていない、他の用途に使用していない)

2 被災地への住宅再建支援イメージ



<お問い合わせ先> 長野市財政部資産税課 土地評価担当 ☎026-224-7076